

岩手県告示第942号

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第66条の2第2項の規定に基づき、次のとおり災害を指定し、同条第1項第1号に規定する期間を延長する。

平成30年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

災 害	延長後の期間満了年月日
平成28年8月30日、宮古市、久慈市及び下閉伊郡岩泉町の区域において発生した平成28年台風第10号による災害	平成35年3月31日